

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会の
運用に係る取組事例について（周知）

先般発出した「身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会の運用に係る調査について（令和6年2月8日付け事務連絡）」により、各自治体においては15条指定医の指定に係る地方社会福祉審議会の開催における事務負担軽減の取組事例やその実施状況についての調査にご協力頂きました。

その結果を踏まえ、本取組事例やその実施状況を整理しましたので、今後これを参考としつつ、地方社会福祉審議会の円滑な運営に努めていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものです。

記

【調査結果について】

調査対象の129自治体のうち約8割から、地方社会福祉審議会の開催における事務負担軽減の取組について「行っている」と回答があり、具体的な取組事例やその実施状況は以下のとおりでした。

既に何らかの取り組みを実施している自治体においても、他の取組事例も参考としつつ、さらなる地方社会福祉審議会の円滑な運営に努めていただくようお願いします。

【取組事例について】

書面開催及びリモート開催（実施自治体：約5割）

- ・ 身体障害者福祉専門分科会について、対面での開催の他に、一定の審議期間を設けた書面開催やリモート（対面とのハイブリット開催も含む）による開催を行っている。また、リモート開催の際は資料をペーパーレス化している。

定期開催等（実施自治体：約5割）

- ・ 例えば、予め具体的な日程を「奇数月」の「第3火曜日」に決め開催することで、開催のための日程調整を不要としている。
- ・ 身体障害者福祉専門分科会において、身体障害者の障害程度を審査する際に、あわせて15条指定医の指定又はその指定の取り消しに関する議題も取り扱っている。

専門部会の開催（実施自治体：約4割）

- ・ 身体障害者福祉専門分科会の下に15条指定医の指定に関する審査を行うための少人数の専門部会を設け、かつ、当該部会への意見聴取をもって地方社会福祉審議会における意見聴取に代えることで、弾力的に15条指定医を指定している。

【問い合わせ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 人材養成・障害認定係

Tel : 03-5253-1111 (内 3029)